

兵庫大學・ 兵庫大學短期大學部

令和元（2019）年度 後期

免許状更新講習 受講者募集要項

追加募集

講習日程一覧

領域	講習名	開催日程	受講対象者	受講料	定員	受講者募集期間	受講取消期日
必修	教育の最新事情	12月1日(日)	全教諭	6,000円	120人	11月2日(土)～ 11月20日(水)	11月25日(月)
選択必修	学習指導要領の改訂の動向と様々な問題に対する組織的対応の必要性	12月22日(日)	全教諭	6,000円	120人		
選択	子どもの自立	2月7日(金)～ 2月9日(日)	幼稚園教諭	18,000円	60人		

受講対象者

受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有しており、以下の①②の両方に該当する方です。

① 下記 [1] ～ [12] のいずれかに該当する方

- [1] 現職教員(校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- [2] 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- [3] 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- [4] [3]に準ずる者として免許管理者が定める者
- [5] 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- [6] 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- また、今後教員になる可能性が高い者として、
- [7] 教員採用内定者
- [8] 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者
- [9] 過去に教員として勤務した経験のある者
- [10] 幼稚園教員免許状を有し、認定こども園で勤務する保育士
- [11] 幼稚園教員免許状を有し、認可保育所で勤務する保育士
- [12] 幼稚園教員免許状を有し、幼稚園を設置するものが設置する認可外保育施設で勤務している保育士

② 下記 [1] ～ [3] のいずれかに該当する方

[1] 平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を所持しており、令和2年(2020年)3月31日又は令和3年(2021年)3月31日に修了確認期限を迎える生年月日の方

◎令和2年(2020年)3月31日に修了確認期限を迎える方の生年月日

第10グループ (生年月日)	修了確認期限
昭和39年4月2日 ～ 昭和40年4月1日	令和2年(2020年)3月31日
昭和49年4月2日 ～ 昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日以降	

◎令和3年(2021年)3月31日に修了確認期限を迎える方の生年月日
(平成23年3月31日を修了確認期限として更新手続きを行った方)

第1グループ (生年月日(参考))	修了確認期限
(昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日)※	令和3年(2021年)3月31日
昭和40年4月2日 ～ 昭和41年4月1日	
昭和50年4月2日 ～ 昭和51年4月1日	

※昭和30年4月2日～昭和31年4月1日が生年月日の方は、定年退職後に再任用等により教職に就く(又は希望する)場合は受講対象となります。
(修了確認期限は文部科学省ホームページ「修了確認期限をチェック」でご確認いただけます。)

[2] 所持している免許状(教諭免許状、養護教諭免許状、栄養教諭免許状)がすべて平成21年4月1日以降に授与されており、かつ、有効期間の満了の年月日(複数の免許状をお持ちの方は最も遅い満了日)が令和2年(2020年)3月31日又は令和3年(2021年)3月31日の方

[3] 以下のいずれかに該当する方

○「修了確認期限の延期申請」又は「有効期間満了日の延長申請」をしており、「延期」又は「延長」後の受講期間が今年度本学で開講する更新講習の日程に該当する方

○免許状更新講習の受講義務が無く、受講をせず修了確認期限又は有効期間満了日を経過したが、教員採用 内定を得るなど受講が必要となった方

◎受講資格、更新義務の有無については、免許管理者（現職の方は勤務地の都道府県教育委員会、教員として勤務されていない方は住所地の都道府県教育委員会）にお問合せください。

申込方法

申込期間中に、次の必要書類①～③を一括して、特定記録郵便などで送付してください。

また、本学窓口（エクステンション・カレッジ事務室）に必要書類をお持ちいただいても受付いたします。

①②は、本学ホームページよりダウンロードしてください。

①「免許状更新講習受講申込書（様式1）」

様式1に必要事項を記入し写真貼付の上、所属長等の受講資格確認証明を受けてください。

②「免許状更新講習事前調査書（様式2）」

様式2に必要事項を記入してください。

「事前調査」とは、講習についての意向や要望等を把握することを目的として、受講者に対して実施するものです。（免許状更新講習規則第7条）

なお、いただいた要望等が講習内容に直接反映されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

③「レターパックライト」（本学から履修証明書を送付する際に使用します）

レターパックライトの宛名欄に、受講者の郵便番号、住所、氏名を記入し、品名欄に「書類」と記入の上、同封してください。

折り曲げて送付いただくかまいません。（レターパックライトは、郵便局等で購入できます。）

なお、複数の講習を受講される方で、その都度、履修証明書を送付希望される場合は、講習の数分のレターパックをご用意ください。

※上記3点の同封物のうち、③レターパックライトの同封漏れのケースが多く見受けられますのでご注意ください。

申込期間は、「講習日程一覧」(P1)でご確認ください。

※申込最終日まで必着（本学窓口での持込による申込は最終日の17時まで）

講習の定員に達した時点で、受付を終了させていただきます。

なお、定員到達後に申込をされた方及び辞退者には、

①「免許状更新講習受講申込書（様式1）」

②「免許状更新講習事前調査書（様式2）」

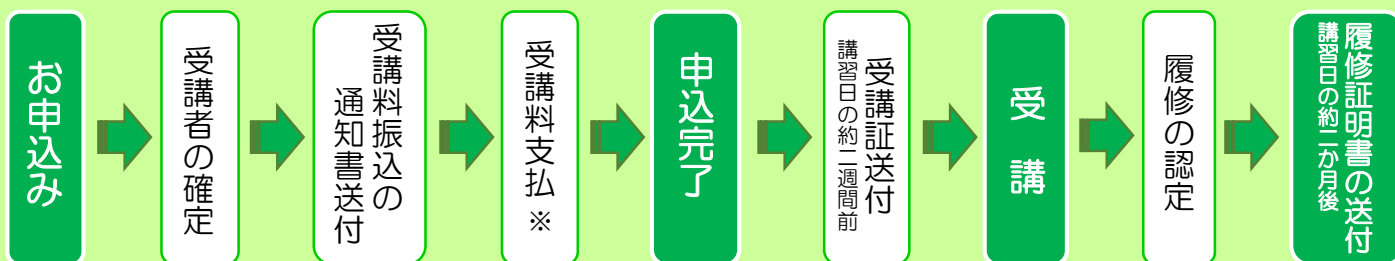
を返却いたします。

受講者人数が20人未満の講習は原則、開講いたしませんので、ご了承ください。

【申込先】〒675-0195 加古川市平岡町新在家2301

兵庫大学 エクステンション・カレッジ事務室 免許状更新講習係 宛

履修証明発行までの流れ



(※)受講が決定した方には、受講料振込通知書を送付いたしますので、期限までに受講料をお振込みください。
振込手数料は各自ご負担ください。

【受講の取消】

やむを得ない事情で受講取消しを行う場合は、「免許状更新講習受講申込取消届（受講料払込通知書発送時に同封）」を受講取消期日（P1の講習日程一覧参照）までに郵送でご提出ください。

受講料納入後に、受講の取消しをされる場合は、受講料から事務手数料として、1,000円を差し引いた金額をお返します。なお、期日以降の取消しや講習当日の欠席については原則、受講料を返還いたしません。

受講に関する注意事項

【受付について】

- (1) 講習当日の受付は**9時から**行います。**9時20分までに受付**を済ませてください。
- (2) 当日は、本学から送付する「受講証」を必ずご持参ください。
なお、本人確認のため、「本人確認書類（運転免許証、パスポート等）」を受付に提示してください。

【遅刻・欠席等について】

原則として**遅刻・早退・欠席は認めません。**

公共交通機関の遅れといった理由等により講習開始時間に遅れた場合には、講習開始後15分以内に限り、受講を認めます。講習は、途中（3日間のうち、1日間のみ受講等）で早退・欠席された場合には認定試験を受験する資格を失いますのでご注意ください。

【成績審査の基準について】

認定試験における成績審査の基準は、以下のとおりとします。

1. 欠席、15分以上の遅刻、途中退席は、講習を放棄したものとみなし、成績審査を行いません。
2. 成績審査については、合格・不合格で評価を行います。
3. 履修認定は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部が実施する筆記試験等による成績審査に合格した者に対して行います。成績審査基準は次のとおりとし、不合格と評価された者のみ不認定とします。各講習とも講習時間を充足しない場合は認定の対象としません。
4. 認定試験**60点以上**で合格となります。

（評語）：（点数）

S：100点～90点 A：89点～80点 B：79点～70点 C：69点～60点 F（不合格）：59点～0点

【履修認定試験の個人成績の開示について】

履修認定試験における個人成績を本人に限り開示します。開示する情報は評語のみとなります。

※各試験の点数等は開示いたしません。

【その他】

- (1) 学内での喫煙場所は指定されています。指定された場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (2) 学内での貴重品や現金等の紛失に関して、本学は一切の責任を負いかねます。各自の責任において管理してください。
- (3) 受講中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモード等に設定してください。また、録音・録画及び写真撮影はご遠慮ください。
- (4) 日曜日・祝日及び休業期間は、**本学の学生食堂も休業日**ですので、各自弁当等をご持参ください。
- (5) 講習中における保険は、受講者各自のご判断により、各自で加入頂きますようお願いいたします。

【講習の振替・中止について】

加古川市に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合、または交通機関が全面運休となった場合の講習の取扱いは以下のとおりとします。

< 気象警報発令時 >

講習当日午前7時現在発令中の場合は、講習を中止し、振替日に実施をします。

< 交通機関（JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄及び山陽電鉄の4社全て）運休時 >

講習当日午前7時現在運行していない場合は、講習を中止し、振替日に実施をします。

講習を中止する場合は、講習当日午前7時頃に、本学のホームページにその旨を掲載いたします。

（気象警報発令、解除又は交通機関運行状況の確認は、テレビ・インターネット等の報道によるものとします。）

振替日に受講できない場合、受講料の返還はいたしませんので、予めご了承ください。

なお、振替日が中止となった場合は、対象となる講習の受講料全額を返還いたします。

振替日については講習一覧をご参照ください。

【身体上の特別な配慮を必要とされる方へ】

本学では、身体に障がい有する方にもご利用いただくために、キャンパス内の施設・設備の改善に努めておりますが、障がいの状況により対応できないことがあります。お申込みの前に、必ず大学までお問い合わせください。

また、本学では、次の点については対応できませんので、予めご承知おきください。

- (1) 受講の際、または修了認定試験時におけるノートテイク・手話通訳、移動補助者等の確保
- (2) テキスト等、配付教材の点字化、拡大化、録音教材化、データ等への加工
- (3) 履修認定試験時間の延長

【個人情報の取り扱いについて】

本学が取得した個人情報については、免許状更新講習の目的以外に使用しません。

講習に関するQ & A

Q.スクールバスは利用できますか。

A.講習受講者の方はスクールバスの利用ができませんので、ご注意ください。

Q.駐車場は利用できますか。

A.本学指定の駐車場が利用できます。車で来学される方は、入校時に「**受講証**」を**守衛に提示**してください。

なお、公共交通機関以外の交通渋滞等による遅刻等については、認定試験を受講する資格を失いますのでご注意ください。

Q.食堂は利用できますか。

A.ご利用いただけます。ただし、日曜日・祝日・休業日は営業していませんので、ご注意ください。

Q.講習はすべて同一の学校で受講しないといけないのですか。

A.いいえ、他大学で受講していただいても構いません。

Q.30時間を履修したあとはどのようにすればよいですか。

A. 30時間の履修後、各個人にて履修証明書（30時間以上の履修証明書のセット）を添付し、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会（免許管理者）に更新講習修了確認の申請をしてください。免許管理者が更新講習修了確認を行い、有効期間更新証明書又は更新講習修了確認証明書を発行します。

Q.履修証明書を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A.再発行できます。エクステンション・カレッジ事務室までお問合せください。

Q.免許を複数持っている場合はどうなりますか。

A.複数の教諭の免許状を所持している場合でも、30時間以上の更新講習を修了することにより、すべての免許状の有効期限が更新されます。

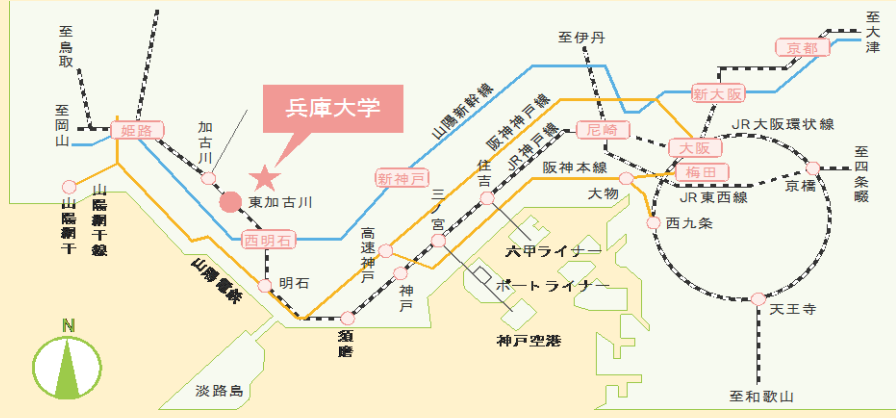
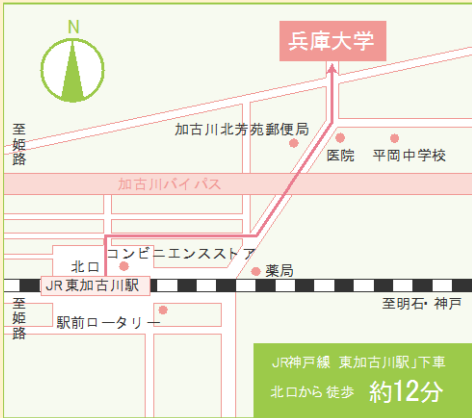
Q.免許状を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A.免許状の紛失・再発行等については免許管理者（各都道府県の教育委員会等）にお問い合わせください。

兵庫大学・兵庫大学短期大学部（加古川市平岡町新在家2301）

※大学へのアクセスの詳細は、大学ホームページでご確認ください。

Access Guide



在来線利用の場合 いずれも「東加古川駅」下車

- 大阪から 約60分 ≫ 「西明石駅」で普通電車に乗り換え4駅
- 三ノ宮から 約30分 ≫ 「西明石駅」で普通電車に乗り換え4駅
- 姫路から 約20分 ≫ 「加古川駅」で普通電車に乗り換え1駅

新幹線利用の場合 いずれも「東加古川駅」下車

- 新幹線降車 約15分 ≫ 「JR西明石駅」から普通電車に乗り換え4駅
- 約20分 ≫ 「JR姫路駅」から普通電車に乗り換え6駅

◆お問い合わせ

兵庫大学 エクステンション・カレッジ事務室
〒675-0195 加古川市平岡町新在家2301 13号館2F
E-mail: mkoushin@hyogo-dai.ac.jp
TEL : 079-427-9966

ご不明な点は、兵庫大学 エクステンション・カレッジ事務室 までお問い合わせください。